

様式第十（第4条第6項関係）

装備品安定製造等確保計画の変更不認定通知書

番 号
年 月 日

（認定装備品安定製造等確保事業者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった装備品安定製造等確保計画の変更について、下記の理由により認定をしないものとしましたので通知します。

記

1 装備品安定製造等確保計画認定番号

2 不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求することができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。